



いちのせき
法人ニュース
第51号

(写真提供：菅野健二氏)

主な内容

年頭のごあいさつ……………	2
平成29年度税制改正への法人会提言 ……	3～4
税のひろば……………	6～7
法人会だより……………	8～11
まちのひろば……………	12

 公益社団法人一関地区法人会
〒021-0867 一関市駅前1番地
TEL 0191-23-4243
FAX 0191-23-4330
<http://www.ichinoseki-hoj.jp/>
発行人／及川弘人
印刷所／トーバン印刷株

◆この広報紙は再生紙を使用しています。

年頭のごあいさつ



公益社団法人一関地区法人会

会長 及川 弘人

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、穏やかな新春をお迎えのこととお慶びを申し上げます。

干支にちなんだ相場の格言に「辰巳(たつみ)天井、午(うま)尻下が、未(ひつじ)辛抱、申酉(さるとり)騒ぐ。戌(いぬ)笑う、亥(い)固まる、子(ね)は繁盛、丑(うし)つまずく、寅(とら)千里を走り、卯(う)跳ねる。」というのがあります。

申年の昨年は、外国に目を向ければ英国のEU離脱、米国のトランプ大統領の誕生など、ポピュリズムの一言では捉えきれない世論の変化が起こりました。国内では四月に発生した熊本地震や九月の鳥取地震、さらに八月の台風十号による岩手県沿岸北部の被災など、予期せぬ自然災害の発生に見舞われた年となりました。

平成二十九年の酉年も、格言通り騒ぐ年となるのか。トランプ政権のスタート、フランスと韓国の大

統領選挙、ドイツの総選挙など国際情勢に影響を与えるイベントが控えております。日本でも隣国の中国、韓国、北朝鮮そしてロシアとの外交関係がどのように進むのかを考えると、騒がしい一年になりそうな気配を有しております。

昨年も一関地区法人会は支部、青年部、女性部の活躍により税の啓蒙活動と地域に対して社会貢献を行うことが出来ました。今年の法人会の課題は、昨年掲げた「会員の増強」と「自主点検シートを活用し税務コンプライアンスの向上」に「事業承継円滑化に向けた提言」をプラスして取り組んでまいりたいと思います。中小企業の円滑な事業承継を図ることが、地域経済の活性化につながるという観点から、一関商工会議所と連携して、税制面からも事業承継対策に取り組みたいと思います。地域経済が活況を呈し、良い意味で騒ぐ酉年なることを祈念し、年始の挨拶といたします。

第33回法人会全国大会「長崎大会」開催 平成29年度 税制改正に関する要望書提出

平成二十八年十月二十日(木)、長崎市の長崎ブリックホールにおいて、第三十三回法人会全国大会長崎大会が開催され、全国から約一八〇〇名の会員が参加しました。

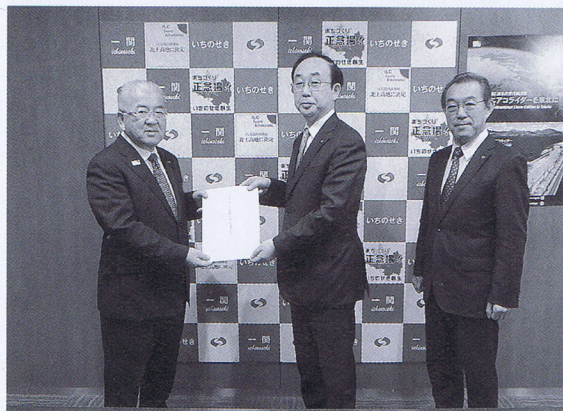
第一部は長崎総合科学大学教授ブライアン・バークガフ二氏により、「地方が生き残るために長崎その歴史その魅力その未来」と題して記念講演会が行われました。

第二部は大会式典で、各表彰状の贈呈、平成29年度税制改正に関する提言の報告、青年部会による租

税教育活動の報告などが行われました。

この税制改正に望む提言を全国八十二万社の総意として地元法人会に持ち帰り、各自自治体首長に要望書を提出します。

当会では十二月八日、及川会長、阿部専務理事が一関市役所に勝部修市長、千葉大作市議会議長を訪ね、提言書を提出して、主要要望とその趣旨説明を行い、提言の実現を要望しました。



勝部修市長、千葉大作議長へ提言書を提出



及川会長、阿部専務理事

平成29年度 税制改正への法人会提言

法人会は来年度の税制改正に向けた提言をまとめました。
会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどに取りまとめられたもので、政府や関係省庁に実現を求めて要望運動を行っています。
提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げ再延期は、二〇一七年四月から二〇一九年十月へと二年半の大幅なものとなった。これにより、我が国の財政健全化目標には狂いが生じることになった。

○国民の将来不安を増幅させないためには、財政規律を引き締め直し、改めて歳出、歳入両面からの強力な改革が求められる。

(1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、二〇一九年十月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

(2) 二〇一八年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では十八年度までの三年間で政策経費の増加額を一、六兆円(社会保障費一、五兆円、その他〇、六兆円)程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によっ

て進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。

(5) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、「適正な「負担」を確保する必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
(2) 医療については、成長分野と位

置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

○「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず臆より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○軽減税率は何と言っても事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保

などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。

○税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

○マイナンバー制度は二〇一六年一月から運用が開始されたが、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組んでいく必要がある。

6. 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出。②少子高齢化や人口減少社会の急進展。③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化。④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等、との国際的整合性。①などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直ししていくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要十カ国の

平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成二十九年三月三十一日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和五十六年以来、八〇〇万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも一六〇〇万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものとや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成二十九年三月三十一日までとなつていことから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計三〇〇万円)を撤廃する。

(3) 中小法人課税について、適用される中小法人の範囲(現行 資本金一億円以下)を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標

(例えば、所得金額や売上高)を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する、欧州並みの本格的な事業承継税制の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
① 株式総数上限(三分の二)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる
② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、五年経過時点で免除する制度に改める。

(3) 対象会社規模を拡大する。
③ 親族外への事業承継に対する措置の充実。
(4) 取引相場のない株式の評価の見直し。円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や比準要素のあり方を見直すことが必要である。

Ⅲ 地方のあり方

○地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

○ふるさと納税制度で二部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。○異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
(2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口三十万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
(3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、「民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は、国家公務員

給与と比べたラスパイルズ指数(全国平均ベース)が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ 震災復興

○東日本大震災については、本年四月から「復興・創生期間(平成二十八年度〜三十二年度)」に入つたが、被災地の復興、産業の進展はまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

○本年四月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現に向けて取り組みねばならない。

○今後も大規模な災害が発生すると予想されていることから、「大規模自然災害を想定した税制」の整備について検討することも必要であろう。

消費税期限内納付

推進運動実施中!



- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※1)。

消費税には
申告・納付期限^(※2)が
あります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回 (確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回 (確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回 (確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回 (確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)



※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
 ※2 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
 ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
 ※4 直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税を含まない年税額)が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合に、自主的に中間申告・納付することができます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの
手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
 ※届出書の提出から利用可能となるまで、
 1ヵ月程度かかります。

電子申告で
効率UP!



e-Taxを利用して
所得税及び復興特別所得税
の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注)法定申告期限から5年間、税務署
から書類の提出又は提示を求め
られることがあります。

【所得税など個人の確定申告書を作成される方へ】

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば申告書を作成することができます。
 作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーを準備すれば、自宅等の
 パソコンからe-Taxで提出できます。ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の
 提示又は写しの提出が不要です。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中はe-Taxが24時間利用[※]できます。

※メンテナンス時間
を除きます。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

確定申告情報

確定申告書作成会場を開設します！

- ◇ 期 間…2月16日(木)～3月15日(水) (土曜、日曜を除く)
※設置期間前は、申告書作成会場を設けておりませんので、ご注意ください。
- ◇ 受付時間…9時～16時
- ◇ 場 所…岩手日報社一関ビル3階大ホール(旧一関税務署向かい)
※駐車場の台数に限りがありますので、公共交通機関等のご利用をお願いします。
- ◇ 問い合わせ先…一関税務署 TEL 0191-23-4205
* 確定申告に関するご質問等は「確定申告電話相談センター」(音声案内で0番を選択)でお答えします。
確定申告電話相談センターには、東北税理士会の会員税理士にも従事いただいております。

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。

平成28年分以降の所得税等の確定申告には、

マイナンバー(12桁)の記載

申告書にはマイナンバー(個人番号)を記載する欄を設けており、申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などのマイナンバーの記載が**必要**です。



本人確認書類の提示又は写しの添付

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が**必要**です。
※ 控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は**不要**です。

が必要になります。

- 【本人確認書類の例】 例1 マイナンバーカード
例2 通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

マイナンバーカードを利用して、ご自宅等のパソコンからe-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません！



詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」(<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>)をご覧ください。

岩手県からのお知らせです

県税関係の申告書などにマイナンバーの記載が必要となります。

マイナンバー制度の開始に伴い、県税関係の申告書、申請書、届出書、納税証明書交付請求書にも、マイナンバー(法人の場合は法人番号)を記載することが必要となりました。

マイナンバーを記載した申告書などを提出する際の本人確認では、番号確認と身元(実在)確認を行います。

個人の方がマイナンバーを記載した申告書などを提出する際には、本人確認として、①番号確認(正しい番号であるかの確認)と②身元(実在)確認(提供を行う者が番号の正しい持ち主であることの確認)の2つの確認を行い、本人以外の者による成りすましを防止します。

番号確認、身元(実在)確認に必要な書類などは、次の表の1または2のとおりです。

	番号確認	身元(実在)確認
1	個人番号カード または	
2	通知カードまたは住民票(番号付き)など + 運転免許証またはパスポートなど	

※「個人番号カード」を提示する場合には、番号確認と身元(実在)確認がこのカードのみで可能です。

◇問い合わせ先… 〒021-8503 一関市竹山町7-5 県南広域振興局一関県税センター
電話 0191(26)1420 FAX 0191(23)9634

【県ホームページ】 URL : <http://www.pref.iwate.jp/>

[税番号制度](#) [サイト内検索](#)

平成29年度 市・県民税申告相談が始まります

平成28年度の課税状況を基に、市県民税申告が必要と思われる人には1月下旬に申告書を郵送します。必要な書類を準備して3月15日(水)までに申告してください。

申告書が郵送されない場合でも、市県民税申告が必要な人は、郵送または申告相談会場で申告してください。

○申告受付開始

◇一関・花泉地域 2月8日(水)～

◇大東地域 2月7日(火)～

◇千厩地域 2月13日(月)～

◇東山地域 2月10日(金)～

◇室根・川崎・藤沢地域 2月14日(火)～

※お住まいの地区ごとに会場・指定日が異なります。

○主に次のような場合に市県民税申告が必要となります。

- ・年末調整済みの給与の他に所得のある方
- ・医療費控除、寄付金控除などを受ける方
- ・公的年金収入400万円以下でも他に所得のある方、または各種控除を追加される方 etc.

○申告書にマイナンバーの記載が必要となります。

申告の際は、マイナンバーカード(個人番号カード)のコピーを添付してください。マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードと本人確認(運転免許証、健康保険証等)のコピーを添付してください。

○簡単便利な郵送申告

市県民税申告書は郵送でも受け付けます。3月15日(水)までに必要書類を添付して郵送してください。マイナンバーを確認する書類もコピーを添付してください。

申告内容を確認する場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。添付書類や申告書の控えの返送を希望する人は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

○待ち時間の短縮を図るため、必要な資料の事前準備をお願いします。

収入と経費、医療費控除は、領収書などを集計のうえ、申告相談にお越しください。

申告要件や会場日程、必要書類など詳しくは、広報いちのせき「I-Style」1月1日号、または一関市ホームページをご覧ください。

一関市ホームページ>生活・環境>税金

<http://www.city.ichinoseki.iwate.jp>

◇問い合わせ先… 一関市役所 本庁税務課市民税係 TEL 0191-21-2111 内線 8244～8247

法人会だより

「税務対策セミナー」

平成二十八年四月二十五日(月)、一関文化センターにおいて、軽減税率導入に伴う実務処理のポイントをテーマに税務対策セミナーを開催しました。

講師には税理士の星叡氏をお迎えし、制度の現時点での内容とポイントをわかりやすく解説していただきました。

「中小企業会計啓発・普及セミナー」

平成二十八年七月十二日(火)、一関市アイドームにおいて、独立行政法人中小企業基盤整備機構との共催事業「中小企業会計・啓発セミナー」を開催しました。

中小企業の経営分析力、資金調達力、受注拡大力を強化するため、中小企業庁が作成、公表している「中小企業の会計」の普及を図るセミナーです。

講師の中小企業診断士 土岐徹朗氏に「中小会計要領」(中小機構作成)活用のメリット、財務会計の基本、税制改正のポイントなどを解説していただきました。

「第4回一関地区法人会会長杯ソフトボール大会」

平成二十八年十一月十二日(土)十三日(日)、川崎町川崎運動広場において、第四回目となる一関地区法人会会長杯東北中学校新人ソフトボール大会を開催しました。

「税を考える週間」特別ラジオ番組放送

平成二十八年十一月一日(火)〜十七日(木)までの平日の十七日間、FMあすもにて特別番組を放送しました。税を考える週間の広報のほか、及川会長をはじめ役員の皆様にご出演いただき、ご自身の企業についてお話しいただきました。



「小友康広氏特別講演会」

平成二十八年十一月二十四日(木)ホテルサンルート一関において、(株)小友木材店・(株)花巻家守舎代表小友康広氏を講師にお招きし、特別講演会を開催しました。

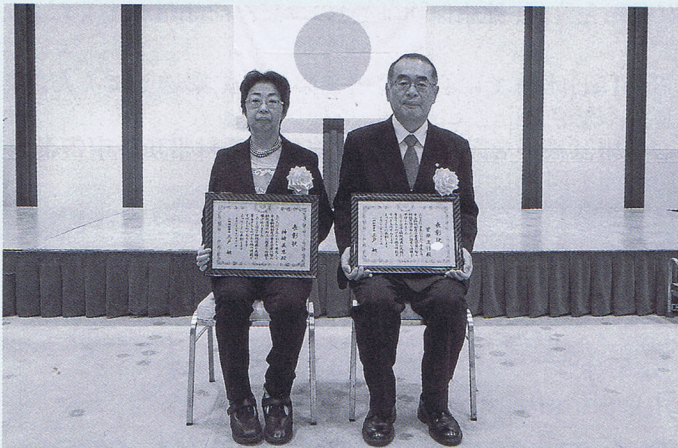
「近未来の働き方、地方企業の可能性」と題して、近未来の働き方、地方企業の可能性、補助金に頼らないリノベーションまちづくりについて講演いただきました。

「納税表彰おめでとうございます」

平成28年度納税表彰の一関税務署長表彰式が「税を考える週間」中の11月11日(金)にホテルサンルート一関にて挙行されました。

当会の活動を通じて多年にわたり率先して正しい税知識の普及と納税道義の高揚に尽力されたとして神崎美恵理事が表彰の栄誉に輝きました。

- ☆一関税務署長表彰 (敬称略)
- 一関地区法人会理事 神崎 美恵 (株)神文ストア
 - 両磐間税会副会長 菅原 正行 (トーバン印刷株)



新会員紹介(平成28年1月~12月)どうぞよろしく!

(敬称略)

法人名	代表者名	住所	業種
(有)村上商会	村上 勝広	千厩町奥玉	ヘルメット部品加工・ガソリンスタンド
特定非営利活動法人あゆみ	杉浦 秀次	一関市中里	介護・福祉事業
あべ総合保険サービス	阿部 司	一関市銅谷町	保険代理業
N・F・P	小山喜一郎	一関市関が丘	保険代理業
(株)小野寺住設	小野寺 良	花泉町永井	住宅設備工事業
角蔵(株)	及川 一郎	千厩町奥玉	シルクプリント・音響設備他
農事組合法人なつかわファーム	菅原 昊	花泉町永井	農業生産
(株)阿部工務店	阿部 和彦	千厩町磐清水	建設業

法人会の租税教室

- 青年部会**
 - 油島小学校 十一月三十日
 - 大原小学校 十二月七日
 - 弥栄小学校 十二月十四日
 - 永井小学校 十二月十六日
 - 一関小学校 十二月二十日
- 一関支部**
 - 舞川小学校 十一月二十八日
- 大東支部**
 - 興田小学校 十二月二日
- 千厩支部**
 - 千厩小学校 一月三十一日
- 室根支部**
 - 室根東小学校 十一月二十五日
- 川崎支部**
 - 川崎小学校 十月二十六日
- 藤沢支部**
 - 藤沢小学校 一月二十日

次代を担う児童の皆さんに、税の重要性を正しく理解し、関心をもっていたただくため、当会では租税教室を行っています。当会会員が一関管内の小学校を訪問し講師となり、税金についての説明やクイズ、レプリカを使用し一億円の重さ体験など、楽しく学び、税への関心を高めます。また女性部会では、小学生を対象に税をテーマにした「税に関する絵はがきコンクール」を開催しています。

税に関する絵はがきコンクール

平成28年度 第9回 税に関する絵はがきコンクール

募集内容

- テーマ：税に関する絵(税をテーマにした物語・漫画、税をテーマにした絵画、税をテーマにしたイラスト等)で、税に関する知識を表現し、楽しく学んでいる様子などを表現してください。
- 応募資格：小学生が対象です。
- 応募期間：平成28年10月15日～11月15日
- 応募方法：応募用紙に作品名、年齢、住所、氏名、電話番号、郵便番号、連絡先(親戚や祖父母等)を記入し、作品と一緒に封筒に入れてください。応募用紙は、お近くの支店または本会事務局までお申し込みください。
- 賞状：入賞者は、お礼状とともに賞状を郵送いたします。
- 発表：入賞作品は、本会事務局にて発表いたします。
- お問い合わせ：本会事務局までお問い合わせください。

募集期間：平成28年10月15日～11月15日

応募先：一関地区法人会

「税に関する絵はがきコンクール」係

〒982-0801 一関市千厩町奥玉 1-1-1 法人会

TEL: 0193-82-2222 FAX: 0193-82-2223

E-MAIL: hokokai@hokokai.or.jp



青年部会



大東支部



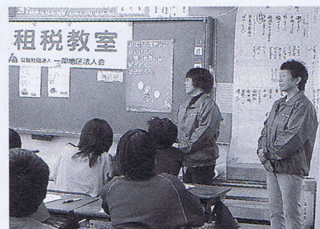
一関支部



大東支部



室根支部



川崎支部

各支部活動

◆一関支部

総会記念講演

平成二十八年四月十八日(月)

一関税務署長講話

第二十五回会員親睦旅行

平成二十八年十月二十五日(火)

松島・塩釜方面



税務セミナー

平成二十八年十二月六日(火)

講師：税理士 木村聡子氏

◆花泉支部

経営セミナー・会員親睦ゴルフコンペ

平成二十八年十一月十日(木)

講師：岩手県地域ジョブカードセンター

津軽石芳昭氏

◆平泉支部

経営講習会

平成二十八年五月二十日(金)

講師：平泉町まちづくり推進課 八重樫忠郎氏

経済講演会・平泉町企業懇談会

平成二十八年十一月十六日(水)

講師：一関信用金庫 千葉一朗氏

◆大東支部

会員親睦ゴルフコンペ

平成二十八年五月十八日(水)

三団体合同視察研修

平成二十八年十一月二日(火)～二日(水)

山形県東村山郡・天童市



興田スポーツ少年団野球部創部十周年記念野球大会

平成二十八年九月二十四日(土)～二十五日(日)

◆藤沢支部

経営講習会・会員親睦ゴルフコンペ

平成二十八年五月二十五日(水)

税務講習会

平成二十八年十一月十六日(水)

講師：税理士 鈴木和博氏

◆川崎支部

視察研修会

平成二十八年九月八日(木)

大船渡港湾口防波堤



敬老会へ長寿者番付表贈呈

平成二十八年九月十七日(土)～二十一日(水)

川崎体育センター・特別養護老人ホーム寿松苑

合同講演会

平成二十八年十二月九日(金)

講師：一関信用金庫 伊藤栄氏

◆千厩支部

総会記念講演

平成二十八年五月二十日(金)

講師：まちづくりプランナー 石塚雅明氏

三団体合同視察

平成二十八年十二月二日(金)～三日(土)

宮城県栗原市・山形県鶴岡市



◆東山支部

唐梅館絵巻

平成二十八年九月二十五日(日)

唐梅館総合公園

第三十九回東山地域商工業者懇談会

平成二十八年十二月二日(金)

◆室根支部

合同視察研修

平成二十八年十月十六日(日)

～十七日(月)

山形県庄内方面

会員研修会

平成二十八年十二月十六日(金)

講師：一関信用金庫 伊藤栄氏

藤栄氏



青年部会

○第二十一回研修の集い・久慈大会

平成二十八年七月二十二日(金)
会場…久慈グランドホテル
参加者…一一一名(当会より八名)



○第三十回法人会全国青年の集い北海道大会

平成二十八年九月九日(金)
会場…旭川大雪アリーナ他
参加者…二七〇名(当会より三名)
部会員増強表彰について当青年部会が「三年連続純増賞」を受賞しました。



○イングリッシュ講習会

平成二十八年十月六日(木)
講師…一関市民センター
吉田一朗氏

○社会貢献活動

平成二十八年十月二十四日(月)
第十六回全国障害者スポーツ大会
(希望郷いわて大会)へボランティア参加。



○租税教育活動

平成二十八年十月六日(木)
部会内で租税教室養成研修会を開催。二十八年度は管内小学校8校での租税教室講師を務める。

平成二十八年十一月十日(木)
租税教育用下敷きを一関教育委員会と平泉町教育委員会へ寄贈し、管内の小学校六年生全員に配布。

(三十五枚、一〇五四枚・下敷きテーマ「学校にいるとき大地震が起きたら…」)



女性部会

○第十一回全国女性フォーラム福島大会

平成二十八年四月十四日(木)
会場…ビッグパレットふくしま
参加者…一八〇六名(当会より四名)



○総会記念講演
平成二十八年五月十六日(月)

講師…(株)きくちまさこ訪問看護
ステーシヨン
菊田優子氏

○第十八回特別研修の集い・盛岡大会

平成二十八年十月十四日(金)
会場…ホテルメトロポリタン盛岡
ニューウイング
参加者…一二二名(当会より八名)



○租税研修会

平成二十八年十一月十六日(木)
一関税務署会議室において、三戸税務署長講話と、成田統括官による税制改正等の説明を受けた。

○租税教育活動

平成二十八年十一月十日(木)
小学生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を開催中。
一関市教育委員会を訪問し、小菅教育長へご協力をお願いした。
応募締切日 平成二十九年一月二十日(金)

東山町

磐井清水若水送り
新年早々平泉へ

東山支部 鈴木敏朗

北方の王者藤原秀衡公の時代に、磐井清水(東山町松川)を元朝の早朝、里人たちの手操により奈良坂峠、東丘峠を越えて平泉の柳の御所まで届けたという故事にならない、平成五年に再現した行事です。

今回で二十五回目となりますが、元日早朝午前一時三十分男児稚児が若水を汲み、行事一行は山道約20kmを徒歩で運び、午前七時三十分中尊寺に到着し金色堂内に若水を献上しました。



大東町

天下の奇祭
「大原水かけ祭り」

平成二十九年二月十二日(土)開催

大東支部 村上友善

大原水かけ祭りは、三五七年前から毎年旧正月に行われてきました。江戸時代明暦の大火(本郷妙蓮寺から江戸城天守閣、築地へと広がった大火)を厄日と定め、火防と厄落とし、無病息災、大願成就のため行われております。地元をはじめ今では遠くは沖繩からも参加者もあり、参加者も年々多くなり三〇〇人定員が申込と同時にすぐに締切となりますので参加希望者は早めの申込が必要



です。

白き綿の腹巻にわらじ姿の裸男となり、八幡神社で祈禱をうけた後、沿道で待ち構えた人達より清め水を浴びながら目抜き通りを駆け抜けます。

スタートする午後三時には、氷点下となる厳しい気象条件の中でも、通りを抜ける裸男、沿道から清め水をかける人、見物客一体となつて伝統の祭りはクライマックスを迎えます。皆様のご来場をお待ちしております。

